

テラスモール松戸カード【JCB】・テラスモール湘南カード(JCB)会員規約
(日専連カード会員規約)

■一般条項

第1条 (会員)

会員とは、本規約を承認の上、株式会社日専連ライフサービス（以下甲という）にカードの入会を申し込み、甲が入会を認めた方をいいます。

第2条 (カード発行と管理・規約の承認・カード有効期限)

(1) 甲は、会員1名ごとにクレジットカード（以下「カード」と称します。）を発行し、貸与します。カードの所有権は甲にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、管理していただきます。

(2) 会員は、甲よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をしていただきます。（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードは除く。）会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で甲に返却するものとします。

(3) カードは、カードの券面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他の者に譲渡、貸与または担保として提供するなど、カードの占有を第三者に移転すること、又はカード情報を預託もしくは使用させることは一切できません。

(4) 会員は、会員番号およびカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。

(5) 前各項のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生ずる一切の支払や損害については、すべて会員の責任となります。

(6) カードの有効期限は甲が指定するものとし、カード券面に西暦で月、年の順に記載したその月の末日までとします。甲が引き続き会員として認める場合は、甲所定の時期に更新するものとします。

(7) カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第3条 (暗証番号)

(1) 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号を登録していただきます。但し、会員からの申し出がない場合、または会員から申し出られた暗証番号につき甲が暗証番号として不適切と判断した場合は、甲所定の方法により暗証番号を登録するものとします。

(2) 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から類推されやすい番号を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(3) 使用されたカードの暗証番号が甲に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取り扱った場合は、カード・暗証番号等に事故があっても、そのために生じた損害については、甲はその責任を負いません。

(4) カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。但し、カードの管理および登録された暗証番号の管理にお

いて会員に責任がないと甲が認めた場合は、この限りではありません。

(5) IC カード所持会員が暗証番号を変更する場合は、カードを再発行するものとします。

(6) 会員は甲に登録している会員本人の暗証番号を確認することができます。甲は会員本人の申し出により所定の方法にて暗証番号を通知するものとします。

第4条（期限の利益喪失）

(1) 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、本規約に基づく債務を含む甲との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い（但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します）、直ちに甲に対する未払債務をお支払いいただきます。但し、①の場合において、甲が信用に関しなないと認め通知したときは、期限の利益は失われぬものとします。

① 支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延した場合。但し、第29条に定める分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、甲から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合

② 自ら振出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払いを停止した場合

③ 会員については、支払の停止、破産、民事再生、民事調停など、債務整理のための法的措置等の申立があった場合、または差押、仮差押、銀行取引停止などの措置を受けた場合

④ 甲が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他甲の所有権を侵害する行為をした場合

⑤ 会員が死亡した場合

⑥ 甲に通知せず住所を変更し、甲にとって所在不明となった場合

(2) 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合は、甲の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに甲に対する未払債務をお支払いいただきます。

① 第29条に定める分割払い、ボーナス併用分割払い、またはリボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入が会員にとって商行為となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき

② 会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合

③ 会員が債務整理のための法的措置などを自ら申立てると甲に申し出た場合

④ 会員が甲の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本項に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合

⑤ 会員が現金化を目的として商品・サービスの購入にカードショッピング枠を利用した場合

⑥ 第22条（反社会的勢力の排除）の定めを反した場合

⑦ その他会員の信用状態が著しく悪化したと甲が判断した場合

第5条（費用等の負担）

(1) 会員は、当社が定めるご利用代金明細書を郵送した場合、所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当該月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分又は当社

が必要と認めるご利用分が含まれる場合、発行手数料は無料とします。

(2) 会員は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税は会員の負担といたします。

(3) 印紙代など弁済契約締結に要する費用ならび支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

(4) 会員が甲に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含む）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増加額を負担するものとします。

(5) 会員の責により、又は甲への連絡なく会員より甲への過剰の入金があった場合、甲から会員の指定口座へ返金する際の金融機関に支払う振込手数料、もしくは返金に際する一切の費用・手数料等は会員の負担といたします。

第6条（カード紛失・盗難等による責任区分）

(1) 会員がカードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

(2) 前項において、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに、甲所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届け出、かつ甲の請求により所定の紛失・盗難届を提出したことを条件として、甲は、当該通知を受けたカードについて、甲が通知を受けた日の前60日後60日計121日におこった不正利用で使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

(3) 前項にかかわらず次の事項の一つにでも該当する場合は、会員の支払は免除されないものとします。

- ① 紛失・盗難が会員の故意又は重大な過失によって生じた場合。
- ② 会員の家族、同居人、その他会員の関係者が紛失・盗難に関与し、又は不正に利用した場合。
- ③ 戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に生じた紛失・盗難の場合。
- ④ 会員が本規約に違反している状況において生じた紛失・盗難の場合。
- ⑤ 会員が甲の請求する書類を提出しなかった場合、又は甲等が行う被害状況の調査に協力をしない場合。
- ⑥ カード券面に会員自らの署名がない場合。（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードは除く。）
- ⑦ カード利用の際に使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。
- ⑧ 紛失・盗難又は被害状況の届け出内容が虚偽である場合。
- ⑨ 但し、本項各号において会員に責任がないと甲が認めた場合は、各号の限りではない

(4) 偽造カード等の使用にかかる利用代金は、会員の負担とはなりません。但し、偽造カードの作出又は使用について、会員に故意又は重大な過失がある場合、そのカードの利用代金は会員の負担となります。

第7条（退会・会員資格の喪失）

- (1) 会員が都合により退会するときは、甲宛てにその旨を届け出ることにより退会できるものとします。
- (2) 甲は、会員が第4条のいずれかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるものとします。この場合会員は甲に対して直ちにカードを返却するものとし、甲に対する債務の全額を弁済するものとします。
- (3) 前第1、2項の場合、会員はカードを直ちに甲に返却するか、カード磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。
- (4) 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責めを負うものとします。
- (5) 会員が甲の定める期間カードを利用しない場合、甲は会員に通知することなくカードの使用停止または会員資格を喪失することができるものとします。

第8条（カード利用可能枠）

- (1) カードの利用可能枠は、甲が審査のうえカードショッピングおよびキャッシングの利用可能枠を決定するものとします。なお、カード利用可能枠のうち、1回払い以外（2回払い、分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払い）の割賦可能枠を別途審査のうえ定めるものとします。
- (2) 甲は、カードの利用可能枠について、カードの利用状況および割賦販売法、貸金業法等に基づき減額できるものとします。
- (3) キャッシングサービスの利用可能枠は、会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で甲が定める金額とし、その増額については、会員が要請しかつ甲がこれを認めた場合に限り増額するものとします。
- (4) 甲は会員のカード利用状況および本会員の信用状況に応じて、審査のうえショッピングの利用可能枠を増額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。
- (5) 会員は、甲が承認した場合を除き、前第1項の利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。万一甲の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、一括して直ちにお支払いいただきます。
- (6) 会員が甲の発行するカードを複数所有している場合の利用可能枠は、カード複数枚に関わらず前第1項に定めた金額とします。
- (7) 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カード利用を制限することができるものとします。また、当社は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。

第9条（カードの利用・貸与の停止・法的措置・会員資格取消し・カードの差替えなど）

(1) 会員が、支払いを怠るなど本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用等会員のカード利用状況について不適当または不審と甲が認めた場合、又はクレジットカードの不正使用の被害を回避するため、甲は会員に通知することなく、会員が所持している甲が発行するすべてのカードに対して次の措置をとることができます。この場合および第3項に定める場合、会員はカードを利用することができません。万一利用した場合は、直ちにお支払いいただきます。なお、このうち③については事後に会員に通知します。

- ① カードの利用断り
- ② カードの利用停止
- ③ カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは回収
- ④ 加盟店などに対する当該カードの無効通知
- ⑤ 甲が特定する加盟店における利用制限
- ⑥ 甲が必要と認めた法的措置

(2) 前項各号の措置は、加盟店を通じて行われる他、甲所定の方法によるものとします。

(3) 甲は、会員が第4条第1、2項各号のいずれかの事由に該当した場合、入会時に虚偽の申告があったときなど甲が会員として不適切と認めた場合は、会員資格を取消すことができ、加盟店などに当該カードの無効を通知または登録することがあります。この場合はその旨会員に通知するものとします。

(4) 前項の場合、会員はカードを直接甲宛てもしくは加盟店を通じて直ちに甲に返却し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに甲に対する未払債務をお支払いいただきます。

(5) 甲は、信用情報機関等の情報を参考に会員の信用状況が著しく悪化または悪化の恐れがあると甲が判断した場合、甲は、カードの利用を停止することができます。

(6) 不正使用の被害を回避するために、甲が必要と認めた場合、会員はカードの利用制限およびカードの差替えに協力するものとします。

(7) 会員が次のいずれかに該当した場合、甲は会員に通知することなく、カードの利用を停止することがあります。

- ① 会員が、貸金業法又は日本貸金業協会自主規制規則に基づく収入証明の提出依頼を拒否した場合。
- ② 会員の利用可能枠、甲と他の契約に基づく借入残高、および他の貸金業者からの借入残高の合計額が、給与およびこれに類する定期的な収入の年間合計額の三分の一を超えた場合。
- ③ 甲に対する支払いが遅延または、遅延するおそれがある場合。

(8) なお、本条の規定により会員に損害が生じた場合でも甲は何ら責任を負いません

第10条（カードの再発行）

カードは原則として再発行しないものとします。但し、紛失・盗難・毀損・滅失等により甲が特別に認めた場合はこの限りではありません。

この場合、会員は、当社所定の再発行手数料（消費税等を含む）を負担するものとします。

第 11 条 (届出事項の変更)

(1) 会員は甲に届け出た住所、氏名、勤務先、その他会員属性情報、指定預金口座、暗証番号等について変更があった場合は、所定の届出書により甲に届けるものとします。

(2) 前項の届出がないため、甲からの通知又は送付書類その他のものが延着し、又は不送達になっても、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、前項の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについて止むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(3) 第 1 項の変更届出がなされていない場合といえども、当社が適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る第 1 項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、会員は、当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。ただ、会員は、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

第 12 条 (会員規約およびその改定)

(1) 本規約は、甲と会員との一切の契約関係に適用されます。甲は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し、(本規約と一体をなす規定・特約等を改定することができます。) または、本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、甲は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該規定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

(2) 前項により本規約を変更する場合は、当社ホームページ (<https://www.nissenrensendai.or.jp>) および甲所定の方法で公表及び通知いたします。なお、甲からその内容を公表および通知した後に、本会員が本カードを使用したとき又は 3 カ月以内に異議を述べない場合は、本会員は変更内容を承諾したものとみなされることに異議のないものとします。

(3) 会員が本規約を承認しない場合には、本会員又は甲から解約することができるものとし、カード利用開始前にカードを切断したうえで、甲所定の手続きにより退会するものとします。

第 13 条 (個人情報収集・保有・利用・委託)

(1) 会員および入会申込者(以下併せて「会員等」という。)は、本規約に基づくカード取引契約(契約の申込みを含む。以下同じ。)を含む甲との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を甲が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

① 入会申込時や入会後に会員等が届け出た、会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、家族構成、住居状況、Eメールアドレス等の事項

② 入会申込日、入会承認日、ご利用可能枠等、本規約に基づくカード取引契約に関する事

項

- ③ 本規約に基づくカード取引の利用状況、支払状況
- ④ 本規約に基づくカード取引に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、甲が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
- ⑤ 会員等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑥ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類等の記載事項または会員等が甲に提出した収入証明書類等の記載事項
- ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑧ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引（以下「非対面取引」という。）で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「非対面取引情報」という。）。
- ⑨ 非対面取引で、会員が当該非対面取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OS の種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

(2) 甲が甲のクレジット関連事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）および債権管理業務、又は甲の事業における事務等を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合に、甲が個人情報の保護措置を講じた上で、第 1 項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供し当該企業が利用することがあります。

(3) 会員等は、甲が下記の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- ① カードの基本的な機能や付帯サービスの提供
- ② 甲のクレジット関連事業またはライフスタイル提案における市場調査、商品開発
- ③ 甲のクレジット関連事業またはライフスタイル提案における新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査
- ④ 会員に対する宣伝物、印刷物の送付、電話やメールによる営業案内やライフスタイル提案、または甲が適切と判断した企業のさまざまな商品情報、サービス情報その他の営業案内もしくは情報提供。但し、会員は送付中止等の申し出ができるものとします。
- ⑤ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(4) 割賦販売法等 に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、非対面取引で、非対面取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。当社は当該業務のために、非対面取引情報およびデバイス情報を、不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接

特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する当社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、当社のホームページ内の本人認証サービスに関する案内にて確認できます。

(5) 会員等は甲が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。なお当該カードが提携カードである場合は当該カードの提携先とする）が、共同利用会社のサービス提供等のために第13条第1項①②③④⑤の個人情報を共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は甲となります。

(6) 「提携カード」とは、甲と提携する施設の運営母体（以下「各施設等」という）専用にデザインされたクレジットカードを指す。また、甲と各施設等を発行当事者として発行するもので、甲と各施設等それぞれの機能特典及びサービス等を兼ね備えたカードをいう。

(7) 提携先が、提携先のサービス提供等のために第1項①②③④⑤の個人情報を利用する際には、当該提携カード会員のみ情報を利用できるものとする。なお、本項に基づく提携カードに係る個人情報の管理について責任を有する者は甲となります。

第14条（信用情報機関への登録・利用）

(1) 甲が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者および当該契約者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、甲がそれを利用することに同意します。

(2) 契約者および当該契約者の配偶者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、甲の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、甲が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者および当該契約者の配偶者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録の期間
①本契約に係わる申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係わる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

(3) 甲が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面その他の方法により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（貸金業法並びに割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375

東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

お問い合わせ先：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※（株）シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームペ

ージをご覧ください。

(4) 甲が加盟する個人信用情報機関（(株)シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

1) 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216

東京都千代田区丸の内 1-3-1

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp>

※ 全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

2) 株式会社日本信用情報機構

〒110-0014

東京都台東区北上野一丁目 10-14 住友不動産上野ビル 5 号館

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※ (株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(5) 上記(3)に記載されている甲が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。

株式会社シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報および契約者に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、及びその数量、回数、期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報等。

第 15 条（個人情報 の 公 的 機 関 へ の 提 供）

会員等は、甲が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、甲が本規約に基づくカード取引契約を含む甲との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。

第 16 条（個人情報 の 開 示 ・ 訂 正 ・ 削 除）

会員等は、甲および甲が加盟する個人信用情報機関に個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 17 条（個人情報 の 取 り 扱 い に 関 す る 不 同 意 の 場 合）

甲は、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続をとることがあります。但し、本規約第 13 条に同意しない場合でも、これを理由に甲が入会をお断りすることや退会手続をとることはありません。

第 18 条（本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合）

本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第 13 条、第 14 条、第 15 条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 19 条（問合せ窓口）

会員等の個人情報に関するお問合せや開示・訂正・削除またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、甲のお客様相談室までお願いします。

第 20 条（本人確認・取引時確認）

会員は、入会申込み時甲が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき本人確認または取引時確認を行う為、会員の氏名、生年月日、住居に関し運転免許証等の公的資料、又はその写しの提示・提供を求めたときは、これに応じるものとし、内容の確認及び記録、または写しを入手することに同意します。また、入会後であっても甲が本人確認を必要と認めた場合も同様とします。もし、甲からの求めにご協力いただけない場合は、入会をお断りしたり、甲の本契約上の義務の履行に応じかねることがあります。甲は、本人確認について甲の委託先に委託する場合があります。

第 21 条（返済金の充当順序）

(1) 会員のお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員からの申し出がない限り、特に通知なくして、法律で認められる範囲において甲が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議がないものとします。ただし、分割払い及びリボルビング払いの支払い停止の抗弁に係わる債務については、割賦販売法 30 条の 5 の規定によるものとする。

(2) 会員が振り込みなどにより支払いした金額が、支払うべき金額を超えている場合又は口座振替により支払いした金額と重複している場合については、任意の入金とみなし当社所定の方法により残債務に充当することに同意するものとします。ただし、会員から超過する支払額部分について返金の申出がある場合には、振込手数料を差し引いた金額を返金するものとします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

(1) 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号にいずれも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表

明・確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団構等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどして関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) 会員が第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項の各号に該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、当然に会員資格を喪失し甲から請求が有り次第、甲に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、それにより会員に損害が生じた場合でも甲に何ら請求をしないことはもとより、甲に損害が生じたときは、会員等がその責任を負います。

第23条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令などの適用)

日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合にはその要求に応じて手続きをとるものとします。

又、これらの諸法令の定めるところに従い、国外でのカードの利用の制限、もしくは停止の措置に応じるものとします。

第24条 (準拠法)

会員と甲との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第25条 (合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、甲の本社、営業所等を管轄する仙台簡易裁判所又は仙台地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第26条 (協議事項)

この規約を適用することについて、疑義が生じたときは会員と甲の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

■カードのショッピング条項

第 27 条 (カードショッピング利用方法)

(1) 会員は、次の①から③に記載した加盟店（以下「加盟店」と称します。）の店頭（自動精算機の場合も含む。）において、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードと同一の自己の署名をすること、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。但し、日専連が適当と認めた加盟店において、または非接触 IC カード等をかざし利用する場合においては、利用金額に応じて売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができる場合があります。

① 甲が契約した加盟店

② JCB 提携型カードの場合は、株式会社ジェーシービー（以下 JCB という）が契約した国内・国外加盟店および甲または JCB と提携したクレジットカード会社（以下「提携カード会社」という）が契約した加盟店

③ その他甲が認める加盟店

(2) 前項の規定にかかわらず、通信販売などカード利用方法を甲、JCB の提携する加盟店のいずれかが別に定めた場合には、会員はこれらの方法によるものとし、この場合にはカードの提示、署名などを省略することができます。

(3) 通信料金等甲または JCB 所定の継続的役務については、甲または JCB が適当と認めた場合、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、当該加盟店の要請により会員番号等の変更情報等が甲または JCB から加盟店に通知されることを予め承認するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、甲から複数のカードを貸与している場合には甲が貸与している別カードへの変更を含むものとします。また会員は退会や会員資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行うものとします。

(4) ショッピングの 1 回あたりの利用可能枠は、日本国内及び国外とも甲の決めた金額とします。なお、利用の際、加盟店を通じて甲の承認を得た場合は、この利用可能枠を超えて利用することができます。

(5) カードの利用に際して、利用金額、購入商品、権利や提供を受ける役務によっては、甲の承認が必要となります。また、甲は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や投資、換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品（貴金属・金券類等）については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。

さらにクレジットカードで現行紙幣・貨幣を購入することも同項の趣旨に鑑み禁止いたします。

(6) 甲または JCB は、不正使用を回避するため甲または JCB が必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこ

の調査に協力するものとし、また甲は、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。

(7) 甲は、カード利用による代金を、会員に代って加盟店に立替払いするものとし、会員がカード利用により購入した商品の所有権は、甲が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から甲に移転し、会員の当該代金完済まで甲に留保されるものとし、

(8) JCB は甲に代って前第 7 項の支払いをすることができるものとし、JCB が支払いをする場合は、ショッピングおよび支払いに関する会員規約については甲を JCB と読み替えるものとし、

第 28 条 (所有権留保に伴う特約)

会員はカード利用により購入した商品の所有権は甲が加盟店に立替払いした時点で、当該加盟店より甲に移転することをあらかじめ承諾するものとし、当該商品にかかわる債務の完済まで当該商品の所有権は、甲に留保されることを認め、次の事項を遵守するものとし、

(1) 会員は善良なる管理者の注意をもって当該商品を管理し、質入、譲渡、賃貸その他甲の所有権を侵害する行為をしないこと。

(2) 会員は当該商品の所有権が第三者から侵害される恐れのある場合は、速やかに甲に連絡するとともに甲が当該商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。

(3) 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用することはできません。

第 29 条 (ショッピング利用代金の支払い区分)

(1) 甲は利用代金に分割払手数料を加算した額 (以下「分割支払金合計」という) を毎月末日に締め切り、翌月 27 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に会員があらかじめ指定した方法により支払うものとし、

但し、加盟店からの売上報告の遅延等により第 1 回目の支払月が翌月以降になる場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとし、

(2) 会員は加盟店でカードを利用した場合の支払方法は、次に示す条件の中から利用の都度指定するものとし、

① ショッピングの支払回数、支払期間、実質年率は次のとおりとなります。

(分割支払金の支払条件)

a. 支払回数	b. 支払期間	c. 実質年率	d. 現金販売価格 100円あたりの手数料の額
1 回払	1 ヶ月	ナシ	ナシ
2 回払	2 ヶ月	ナシ	ナシ
3 回払	3 ヶ月	12.20%	2.04 円
5 回払	5 ヶ月	13.50%	3.40 円
6 回払	6 ヶ月	13.86%	4.08 円
10 回払	10 ヶ月	14.57%	6.80 円
12 回払	12 ヶ月	14.74%	8.16 円
15 回払	15 ヶ月	14.87%	10.20 円
18 回払	18 ヶ月	14.94%	12.24 円
20 回払	20 ヶ月	14.96%	13.60 円
24 回払	24 ヶ月	14.96%	16.32 円
30 回払	30 ヶ月	14.91%	20.40 円
36 回払	36 ヶ月	14.82%	24.48 円
ボーナス一括払	1～7 ヶ月	ナシ	ナシ
ボーナス二回払	6～12 ヶ月	5.5～13.8%	4.00 円

但し、国内の JCB 加盟店で利用の場合は 24 回払いまでとなります。

ただし、ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合もあります。

一部、3 回から 36 回の分割払いがご利用いただけないカードがあります。

② 分割払の場合、ショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額とします。月々の分割支払金はショッピングの分割支払金合計を支払回数で除した金額とします。但し、月々の分割支払金の単位は 1 円とし、端数が発生した場合は初回に算入するものとします。

【上表の d による具体的算定例】

現金販売価格 100,000 円 支払回数 10 回払を指定した場合

・支払総額 100,000 円 + (100,000 円 × 6.8 円 / 100 円) = 106,800 円

・月々の分割支払金 106,800 円 ÷ 10 回払 = 10,680 円

③ ボーナス併用分割払のボーナス月は 7 月と 12 月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。ボーナス使用回数は 10 回払のときは 1 回、12・15 回払のときは 2 回、18・20 回払のときは 3 回、24・30 回払のときは 4 回、36 回払のときは 6 回とします。

但し、ボーナス支払月の加算額は 1 回当たりのカード利用代金の 50%とし、ボーナス併用回数で均等分割し、その金額を毎月の均等支払額に加算して支払うものとします。

④ 会員がリボルビング払を指定した場合、申込時に指定した残高スライド方式又は、定額払い方式に別途算出した手数料を含めた額を支払うものとします。申込時に、ご指定がない場合は残高スライド標準コースとさせていただきます。どちらの場合でも、利用残高が申込時に指定・設定した金額以下となる場合は残金全額と所定の手数を合算した額となります。

残高スライド方式、定額払い方式とも手数料をこれに含めて支払うものとします（これを「弁済金」といいます）。手数料は毎月末日で締め切ったカードショッピングのリボルビング利用残高に実質年率 15.0%（月利 1.25%）を乗じた額とします。ただし、カード利用状況により、残高及び弁済金が会員設定の支払コースに適用しないと判断した場合には、当社から会員へ書面等による通知の上、支払コースの変更をすることがあります。

〔残高スライド方式 表(イ)〕月々のお支払い額がご利用残高によって変動するお支払い方法です。

前月末 リボご利用残高	お支払コース	
	標準コース (月々の支払額)	短期コース (月々の支払額)
1~100,000円	5,000円	10,000円
100,001円~200,000円	10,000円	15,000円
200,001円~300,000円	15,000円	20,000円
300,001円~400,000円	20,000円	30,000円
400,001円~500,000円	25,000円	40,000円
500,001円~600,000円	30,000円	50,000円
以後10万円増すごとに	10,000円加算	10,000円加算

【弁済金の具体的算定例】

残高スライド標準コースの場合で、前月末（1 月末）の利用残高が 105,000 円であるとき

(1) 2月 27日支払

利用残高 105,000 円

弁済金 10,000 円 ※第 29 項第 4 号の表(イ)による

手数料充当分 $105,000 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,312 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,312 \text{ 円} = 8,688 \text{ 円}$

(2) 3月 27日支払

利用残高 96,312 円

弁済金 5,000 円 ※第 29 項第 4 号の表(イ)による

手数料充当分 $96,312 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,203 \text{ 円}$

元本充当分 $5,000 \text{ 円} - 1,203 \text{ 円} = 3,797 \text{ 円}$

〔定額払い方式〕

ご利用残高に関わらず、毎月一定額（手数料を含む）をお支払する方法です。毎月の弁済金は 10,000 円、15,000 円、20,000 円、30,000 円、50,000 円、60,000 円、70,000 円、100,000 円の各コースとし、利用残高が申込時に指定した各コースの金額以下となる場合は残金全額となります。

残高スライド方式、定額払い方式とも手数料を含めた額を支払うものとします（これを「弁済金」といいます）。手数料は毎月末日で締め切ったカードショッピングのリボルビング利用残高に実質年率 15.0%（月利 1.25%）を乗じた額とします。

【弁済金の具体的算定例】

定額 10,000 円コース の場合で、前月末（1 月末）の利用残高が 100,000 円であるとき

(1) 2月 27日支払

利用残高 100,000 円

弁済金 10,000 円 (定額)

手数料充当分 $100,000 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,250 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,250 \text{ 円} = 8,750 \text{ 円}$

(2) 3月27日支払

利用残高 91,250 円

弁済金 10,000 円 (定額)

手数料充当分 $91,250 \text{ 円} \times 15.0\% / 12 \text{ ヶ月} = 1,140 \text{ 円}$

元本充当分 $10,000 \text{ 円} - 1,140 \text{ 円} = 8,860 \text{ 円}$

利用代金については、前項の支払方法の他任意に増額して支払うことができるものとします。増額の申し出は、毎月、月末までとします。

- ⑤ ボーナス一括払いの支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月とします。
- ⑥ ボーナス二回払は、ご利用代金と手数料を合算した額の1/2ずつ支払うものとし、支払月は7月と12月とし、最初に到来したボーナス月より支払うものとします。
- ⑦ 会員が国内JCB加盟店でカードを利用した場合の支払いは1回払、2回払、分割払、ボーナス一括払とします。
- ⑧ 一部加盟店において所定の支払方法の利用ができない場合があります。
- ⑨ 会員が国外JCB加盟店でカードを利用した場合の支払いは、1回払とします。
- ⑩ 会員が国外JCB加盟店でカードを利用した場合の会員の外貨建て債務については、JCBが加盟店に譲渡代金を支払った時点の銀行の対顧客為替相場を基準としたJCB所定の円換算の方法とし、円換算した円貨により会員は支払うものとします。

(3) 甲は金融情勢の変化など相当の事由がある場合、左記(2)①の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、甲から変更内容を知った後は、リボルビング払の手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。

(4) 甲は会員への分割支払合計の請求を甲が提携している委託会社より請求する場合があります。

(5) 会員は、甲への支払いを預金口座振替依頼書等により会員が予め指定した金融機関口座から自動振替によりお支払いいただきます。なお、お振込による入金の場合のお支払手数料は会員のご負担となります。

(6) 支払い期日に万一、金融機関の事情等により口座振替による支払いが出来ない場合は、別途甲の定める方法によりお支払いいただきます。また会員は、甲に協力して口座振替ができるように努めるものとします。

(7) 甲は返品があった場合、会員の債務に返品額を充当するものとします。但し返品額が会員の債務より大きい場合は、甲は会員に連絡のうえ、処理をするものとします。

第30条 (遅延損害金)

(1) 会員が債務の履行を延滞したときは、支払期限の翌日から支払日に到るまで、当該支払額に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該利用代

金の支払方法が 1 回払い・リボルビング払い以外の支払方法である場合には、当該損害金は、当該利用にかかる残債務の全額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

(2) 会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、1 回払い・リボルビング払いにかかる残債務の全額に対しては 14.6%を乗じた額の遅延損害金を、2 回払い・ボーナス一括払い・ボーナス 2 回払い・分割払いにかかる残債務の全額に対しては法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第 31 条 (商品の引取及び評価・充当)

(1) 会員が期限の利益を喪失したときは、甲は留保した所有権に基づき当該商品を引き取ることができるものとします。

(2) 会員は甲が当該商品を引き取ったときは、会員と甲が協議の上決定した相当な商品価格をもって本規約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。尚、過不足が生じたときは会員と甲の間で直ちに精算するものとします。

第 32 条 (見本・カタログなどと現物の相違)

会員が、見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が、見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第 33 条 (支払い停止の抗弁)

(1) 加盟店より購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について当該加盟店と紛議が生じた場合、会員は当該加盟店との間で解決し、甲に迷惑をかけないものとします。

(2) 第 1 項にかかわらず、会員は、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解決されるまでの間、甲に対して当該事由に係わる商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。

① 商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合

② 商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵(欠陥)がある場合

③ クーリングオフ、中途解約(特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除く。)に応じないとき、または中途解約に伴う精算手続が行われないうとき

④ その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合

(3) 甲は、会員が前第 2 項の支払い停止を行う旨を甲に申し出た場合、直ちに所定の手続きを取るものとします。

(4) 会員は、前項の申し出をする場合、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

(5) 会員は、前 3 項の申し出をした場合、すみやかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付。)を甲に提出するよう努めるものとします。また甲が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。

(6) 前第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止するこ

とはできないものとします。

- ① 商品（連鎖販売個人契約、業務提供誘引販売個人契約に係わるものを除く。）、権利、役務の購入もしくは受領が会員にとって商行為となる場合
- ② 支払方法が 1 回払いの場合
- ③ 支払方法が 2 回払い・ボーナス一括払い・ボーナス 2 回払いおよび分割払いの場合で、1 回のカード利用にかかる支払総額が 40,000 円に満たないとき
また、支払方法がリボルビング払いの場合で、1 回のカード利用にかかる現金価格が 38,000 円に満たないとき
- ④ 日本国外でカード利用した場合
- ⑤ 割賦販売法に定める指定商品、指定役務、指定権利でないとき
- ⑥ 会員による支払い停止が信義に反すると認められる場合
- (7) 会員は、甲がショッピング利用代金の残額から前第 2 項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求した場合は、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続していただきます。
- (8) 本契約について支払の抗弁の申し出が行われていることを、加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録いたします。また、その情報は当該指定信用情報機関および提携するほかの指定信用情報機関の加盟会員に提供されます。

第 34 条（分割払いの早期完済の場合の特約）

会員が、約定支払期間の途中で分割支払金全額の支払いを完了した場合は、甲は、甲所定の計算方法（78 分法）により算出された期限未到来の分割払手数料のうち甲所定の割合による金額の払い戻しをします。

■カードキャッシング

第 35 条（キャッシングサービスの利用）

(1) 会員は甲より次のいずれかの方法により金銭の借入（以下キャッシングという）を受けることができるものとします。

① 甲が指定する取り扱い窓口並びに甲が提携した金融機関の設置した CD、ATM のうち甲が指定した CD、ATM による利用。

② 別途甲が定める方法によるキャッシングサービスによる利用。

③ 会員が甲指定の窓口で電話による所定の申込をした場合。

(2) キャッシングサービスは甲が認めた会員のみがそのサービスを受けることができるものとします。

(3) キャッシングサービスの利用可能枠は甲の定める金額とし、利用可能枠の範囲内でキャッシングサービスを利用することができます。

第 36 条（キャッシングサービスの支払い方法）

(1) 甲はキャッシングサービス利用代金を毎月末日に締め切り、翌月 27 日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に会員があらかじめ指定した方法により支払うものとします。

(2) キャッシングサービスの利用による融資金は 1 万円単位とし支払方法及び利息は次の

とおりとします。

(一回払・リボルビング払)

支払方法	1回払	リボルビング払	ボーナス一括払
利率(月利)	1.50%	1.50%	1.50%
実質年利	18.0%	18.0%	18.0%

(3) リボルビング払いの場合には、毎月末日を締切日とした利用残高に対し実質年率18.0%を乗じて日割計算(1年を366日とする。)により算出した利息を含めた所定の返済額を当社に返済するものとします。返済額(お支払コース)は、申込時に指定した残高スライド方式とし、ご指定がない場合は残高スライド標準コースとさせていただきます。また、会員が希望し、当社が認めた場合には、当社所定の手続により変更できるものとします。なお、会員が下記以外の当社所定の返済額(支払コース)を希望し、当社が認めた場合にも、当社所定の手続により変更できるものとします。

リボご利用残高/お支払コース	毎月の返済額(利息を含む)	
	標準コース (月々の返済額)	短期コース (月々の返済額)
10万円以下	5,000円	10,000円
20万円以下	10,000円	15,000円
50万円以下	15,000円	20,000円
90万円以下	30,000円	40,000円

(4) キャッシングサービス利用の支払期日及び支払金額(キャッシングサービス利用代金に利息を加算した金額)については甲所定の方法により請求するものとします。

(5) 1回目の支払利息又はボーナス一括払はご利用日の翌日から返済日までの日数を日割計算した金額とします。(※1年を366日とした日割り計算)

(6) ボーナス一括払はご利用日2月・3月・4月・5月の場合支払日は7月とし、7月・8月・9月・10月の場合支払日は12月となります。なお、ボーナス一括払いの利用方法は甲所定によるものとします。

(7) 甲は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、本条の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。利率の変更について、甲から変更内容を通知した後は、リボルビング払の利率はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の利率が適用されるものとします。

(8) 甲は会員へのキャッシングサービス利用代金の請求を甲が提携している委託会社より請求する場合があります。

(9) 会員は、甲への支払いを預金口座振替依頼書等により会員が予め指定した金融機関口座から自動振替によりお支払いいただきます。なお、お振込による入金の場合のお支払手数料は会員のご負担となります。

(10) 会員は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について支払う義務はありません。

(11) 支払い期日に万一、金融機関の事情等により口座振替による支払いが出来ない場合は、別途甲の定める方法によりお支払いいただきます。また会員は、甲に協力して口座振替

ができるように努めるものとします。

(12) 会員がカードキャッシングの支払金を口座振替及び銀行振込により支払いの場合、領収証の発行はいたしません。但し、会員から請求があった場合および窓口での入金などの場合は、領収証を発行いたします。

(13) 会員は、約定支払期間の途中で残代金を一括して支払うことができます。この場合、甲所定の方法によるものとします。また、リボルビング払いにおいては任意増額払いもできます。

第 37 条（現金自動預払機等（ATM）利用時の手数料）

(1) 会員は、甲が提携する金融機関等が設置している ATM 等でキャッシングサービスを利用した場合、以下の手数料を支払うものとします。

(2) ATM 手数料は、利用金額が 1 万円以下の場合は 110 円（税込）、利用金額が 1 万円を超える場合は 220 円（税込）をお支払いいただきます。

第 38 条（遅延損害金）

会員がキャッシングサービス利用による支払金の支払いを延滞したときは、延滞した金額に対して支払期日の翌日より支払日に到るまで、また期限の利益喪失の場合は未払債務（元本）に対して期限の利益喪失から完済に到るまでの日数を年 20.0%で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

第 39 条（キャッシングサービスにおける書面の同意）

(1) 会員は、当社が貸金業法第 17 条（契約締結時の書面の交付）6 項の規定に基づき、同条 1 項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約の一定期間における貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することをあらかじめ同意するものとします。

(2) 会員は、当社が貸金業法第 18 条（受取証書の交付）3 項の規定に基づき、同条 1 項の規定による書面の交付に代えて、極度方式貸付けに関する契約による債権の全部又は一部について返済を受けた場合において、一定期間の貸付け、返済その他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付することを承諾するものとします。

(3) 会員が希望し、当社所定の手続を行った場合、本条(1) 及び(2)に定める貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。電磁的方法により書面を交付する場合には、本条(1) 及び(2) に定める貸付け及び返済その他の取引の状況を記載した書面の送付が停止されることを承諾し、会員の責任において、電磁的方法により交付した書面を閲覧、印刷し、毎月確認するものとします。なお、会員は、当社所定の方法によりいつでも交付方法を変更できるものとします。また、当社が電磁的方法による書面の交付を不相当と判断した場合、会員は、郵送その他当社所定の交付方法に変更されても異議がないものとします。

第 40 条（勧誘拒否及び勧誘拒否会員に対する勧誘再開）

(1) 会員は、個人情報の取扱いに関する同意条項の規定にかかわらず、勧誘中止の申し出が

できるものとします。

(2) 前項の申し出があった場合、甲は会員の希望する期間（希望する期間が確認できない場合は、少なくとも6ヶ月間）、カードキャッシングについて宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第41条（準用規定）

会員規約の第1条から第26条は、キャッシングサービスにおいても準用するものとします。

■相談窓口

(1) 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご相談ください。

(2) 本規約についてのお問い合わせご相談および支払停止の抗弁に関する書面（第33条(5)）については、下記の甲にご連絡ください。

(3) お客様相談室 電話 (022) 267-9240

株式会社日専連ライフサービス

貸金業者登録番号 東北財務局長(2)第00155号

包括信用購入あっせん業者登録番号 東北(包)第13号

所在地 〒980-6109

仙台市青葉区中央1丁目3-1 アエル9 F

電話 (0570) 023-012

(4) 甲が契約する貸金業務にかかる紛争解決機関

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074

東京都港区高輪3丁目19-15

電話 (0570) 051-051

附則

本規約は、2024年3月12日から適用する。

第1条（利用者規約）

本規約は、株式会社日専連ライフサービス（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（一部所定のカードを除く）の貸与を受けた方が、当社所定の方法において、当社の提供するインターネット上で提供するサービス「マイネットプラス」（以下「本サービス」という）への利用登録を行い、それを当社が承認した方（以下「利用者」という）に対して適用します。

第2条（利用者）

利用者とは、当社の発行したカード（以下「カード」といいます。）の貸与を受けた者（以下「カード会員」という。）が本規約を承諾し、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承認した者、または当社が別途定める方法により利用者資格を授与した者をいいます。

第3条（規約の変更など）

当社は、利用者への事前通知または承諾なくして、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当社はWEBサイトへの公開その他の当社が適当と判断する方法により速やかに利用者に通知するものとします。

利用者は、本規約変更後最初の本サービスの利用をもって、当該変更に同意したものとみなします。

当社は、いつでも本サービスの取り扱いを中止または廃止できるものとします。

第4条（利用登録）

利用者は、本規約を承認の上、当社所定の方法により、氏名、カード番号、Eメールアドレスその他当社所定の事項を当社に申請します。

当社は、前項で申請した方へ、利用者を特定した番号（以下「ID」という）を付与します。

また、パスワードは、当社所定の方式に従い任意に指定できるものとします。

当社が利用登録を承認した方には所定の方法で通知するものとし、この通知をもって利用登録の完了とします。

利用者が以下の各項のいずれかに該当する場合、その入会を承認しないことがあります。

- (1)利用登録をした時点で規約違反等によりカード会員としての資格を停止又は喪失している場合
- (2)利用者が当社に届け出た事項に虚偽、錯誤があった場合
- (3)第三者又は架空の個人情報を使って利用登録を行った場合
- (4)当社が利用者となることを不適格と判断した場合

第5条（利用者の管理責任）

利用者は、申請した登録内容に変更があった場合、または自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行います。届出がないことにより利用者並び第三者に不利益や損害が発生した場

合にも、当社はその責任を負いません。

利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

利用者は、自己の ID 及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負いその ID 及びパスワードを用いてなされた一切の行為については、自己が行ったものと見なします。

ID 及びパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、利用者の故意過失の有無に関わらず、当社は一切責任を負いません。また、当社または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償します。

第 6 条（利用者の禁止事項）

会員は、本サービスの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは行使させてはならないものとします。

会員は、本規定に定める事項を遵守するほか、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1)本サービスに情報登録を行う際、虚偽の内容を送信または登録する行為
- (2)本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
- (3)有害なコンピュータプログラムなどを送信または書き込む行為
- (4)当社および第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害する恐れのある行為
- (5)当社および第三者を誹謗、中傷したり名誉を傷つける行為
- (6)第三者の財産、プライバシーを侵害または侵害する恐れのある行為
- (7)本サービスの運営を妨げる行為もしくはその恐れのある行為
- (8)公序良俗に反する内容の情報、文書、図画、図形、音声、動画などを本サービス上で公開する行為
- (9)その他法令に違反する行為もしくはその恐れがある行為
- (10)その他当社が不相当と判断する行為

第 7 条（提供サービス）

利用者は、本規約の内容に従い、当社所定の Web サイトに第 4 条で規定した ID およびパスワードによりログインすることによって、本サービスの提供を受けることができます。

本サービスの内容は、当社 WEB サイトにおいて提供する以下のサービスをいいます。

- (1)ご利用代金の請求明細照会
- (2)ご利用可能額の照会
- (3)ポイントの照会・交換
- (4)その他当社が設定したサービス

当社は、本サービスの諸条件・運用規則、又は本サービスの内容を予告なく変更することができるものとします。その結果、利用者が不利益を被った損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（届出事項の変更等）

利用者は、氏名、生年月日、E メールアドレスその他の当社に届け出た事項に変更があった場合は、当社所定の方法により当社に遅滞なく届け出るものとします。

利用者は、前項の届出を怠った場合、当社からの通知の到着が延着又は不到達となった場合においても、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議ないものとし、これにより利用会員の不利益が生じても当社は責任を負わないものとします。当社クレジットカードに関する届出事項の不備によって生じた利用会員の不利益についても同様とします。

第9条（知的財産権等）

本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、全て当社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはなりません。

当社や他の利用者のサービスや権利の保護、当社の規約に従っていただく必要がある場合には、IP アドレスを用いて身元の判定を行う場合があります。

第10条（本サービスの利用登録抹消）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくしていつでもその利用登録を抹消し、利用者の ID を無効とすることができます。

- (1)当社カード会員資格を喪失した場合
- (2)本規約に違反した場合
- (3)利用登録に関し、虚偽の申請をした場合
- (4)当社カードの債務支払または義務の履行を行わなかった場合
- (5)その他当社が利用者として不適当と判断した場合

第11条（利用者に対する通知・情報提供）

利用者は当社に登録した E メールアドレスを、当社が利用者に対し E メールによる通知や、情報提供に利用することについて承諾するものとします。ただし、利用者は当社所定の届出をすることにより、必要通知を除く E メールによる情報提供の中止を依頼することができます。

当社に登録された E メールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、当社は一切責任を負いません。

Eメールの管理を行うプロバイダーのシステムの事故、または E メールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後の E メールアドレスの届出を行わなかった場合は、最終届出の E メールアドレス宛に諸通知の内容を送信したときをもって当該通知は利用者には到達したものとみなします。

第12条（個人情報の取扱い）

当社は、利用者が登録した情報、本サービスの利用情報などを個人情報として厳重に管理し、次のいずれかに該当する場合以外は第三者に開示・提供しません。

- (1)利用者の同意がある場合
- (2)法令等により開示を求められた場合
- (3)当社の権利または財産を保護する必要がある場合

当社は、前項の個人情報の全体的な傾向について、通常の営業活動などに利用することがあ

ります。但し、個人の個別な情報について言及はしません。

第 13 条（免責）

当社は本サービスの利用に関し、その内容や情報などの完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行いません。また、本サービスにおいて、当社が採用する暗号技術は、当社が妥当と判断する限りのものであり、その安全性などに関していかなる保証も行いません。

利用者は、本規約変更後最初の本サービスの利用をもって、当該変更に同意したものとみなします。

当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負いません。

第 14 条（本サービスの一時停止・中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なしに本サービスを一時停止または中止できることとします。

- (1) システム保守など運営上、必要がある場合
- (2) 天災、停電など本サービスを継続することが困難になった場合
- (3) その他当社が必要と判断した場合

当社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

第 15 条（準拠法）

本規約の効力、履行および解釈に関しては、全て日本法が適用されるものとします。

第 16 条（合意管轄裁判所）

本サービス利用に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年7月11日改定

WEB 請求明細サービス利用特約

本特約は、株式会社日専連ライフサービスが発行するクレジットカードに関するサービスについて定めるもので、WEB 請求明細サービス利用特約と称します。

第 1 条（目的）

本特約は、株式会社日専連ライフサービス（以下「当社」という）が、インターネット上で提供するサービス「マイネットプラス」会員（以下、「会員」という。）に対し、当社発行のクレジットカードにかかる毎月のご請求明細書を、郵送による方法に代えて通知する「WEB 請求明細サービス」（以下、「本サービス」という。）について規定するものです。

第 2 条（本サービスの定義）

本サービスとは、会員が当社の定める日専連カード会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、日専連カード（以下、「カード」という。）利用にかかるご利用代金明細書（割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 1 項～3 項に基づき交付する書類）及び、キャッシングご利用の都度交付するご融資明細書（貸金業法第 17 条第 1 項および第 18 条第 1 項に基づき交付する書類）に代えて電磁的方法（以下、「WEB」という。）により各明細の交付を受けることのできるサービスを言います。

第 3 条（本サービスの利用）

本サービスの利用を希望する会員は、本特約を承認したうえで、当社の定める方法により本

サービスの利用登録を行うものとします。利用登録が完了した場合に、会員は本サービス利用登録会員として、本サービスを利用することができるものとします。

第4条（ご請求明細書の通知）

当社は、本サービスに登録した会員（以下、「WEB 請求明細サービス利用者」という。）に対して、原則としてご利用代金請求書を郵送しないものとします。ただし、WEB 請求明細サービス利用者のご請求金額の確定時において次のいずれかに該当する場合、当社のご利用代金明細書を郵送するものとします。

- (1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合。
- (2)マイネットプラス会員資格を喪失した場合。
- (3)支払方法が口座振替以外の場合。
- (4)その他、当社が書面の交付を必要と判断した場合。

ご請求金額が確定した旨を、マイネット会員に登録した E メールアドレス宛に電子メールで、また、日専連アプリ会員の場合はプッシュ通知で毎月送信します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、ご請求金額確定通知を送信しないものとします。

- (1)請求金額確定通知が、正常に受信されない事実または疑いがあった場合
- (2)その他、当社がご請求金額確定通知の配信対象外と判断した場合

会員は、ご請求金額確定通知を受領後直ちに、ご請求明細照会ページを閲覧・確認することとします。

但し、本サービス利用登録会員は、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、ご請求明細照会ページによる確認ができない場合があることをあらかじめ承認するものとします。

当社は、ご請求確定通知の配信をもって第2項の手続きの終了とします。ただし、WEB 請求明細サービス利用者は、当社からのご請求金額確定通知の受信の有無にかかわらず、マイネットプラスでご請求明細を確認できるものとします。

第5条（ご融資明細の通知）

当社は、WEB 請求明細サービス利用者に対して原則として、ご融資明細書を郵送しないものとします。ただし、ご融資明細確定時において次のいずれかに該当する場合、当社のご融資明細書を郵送するものとします。

- (1)法令によって書面の送付が必要とされる場合
- (2)マイネットプラスの会員資格を喪失した場合
- (3)通信上のトラブル・インターネット環境などにより、ご融資明細の閲覧が不能と認められた場合
- (4)その他、当社がご融資明細書の郵送を必要と判断した場合

WEB 請求明細サービス利用者は、マイネットプラス内照会サービスによりパソコンまたはスマートフォンから、ご融資明細の閲覧及びダウンロードをするものとします。

当社は、会員のキャッシング利用及び返済に関する明細について、毎月のご請求額確定と同

時期に月1回まとめて確定し会員に通知するものとします。

ご融資明細が確定した旨を、マイネット会員に登録したEメールアドレス宛に電子メールで、また日専連アプリ会員の場合はプッシュ通知で毎月配信します。ただし、次のいずれかに該当する場合はご請求金額確定通知を配信しないものとします。

①ご請求金額確定通知が、正常に受信されない事実または疑いがあった場合

②その他、当社がご請求金額確定通知の送信対象外と判断した場合

当社は、ご融資明細通知の送信手続きの完了をもって手続きの完了とします。前項①②の場合は、郵送をもって手続きの完了とします。

第6条（本サービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容）

本サービスの利用に関わるウェブ閲覧用ソフトウェア（ブラウザ）およびダウンロード用ご請求明細データの形式等は、当社ホームページのご請求明細照会または、ご融資明細照会サービスの画面にて指定するものとします。

第7条（本特約の変更）

当社は、本サービス利用登録会員への個別の事前通知または承諾なくして、Webサイトに公開するなどの所定の方法により通知することにより本特約を随時変更することができるものとします。この場合、重要な変更についてはあらかじめWebサイトに公開するなどの所定の方法により、変更内容を掲載することで通知するものと致します。また、変更内容について当社が所定の方法により通知した後に本サービスの利用があった場合は、本サービス利用登録会員が本特約変更を承認したものとみなします。

第8条（本サービスの利用の終了・中止等）

本サービス利用登録会員が本サービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。

当社は、会員に対して事前の予告なしに本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、WEB請求明細サービス利用者はあらかじめそれを承諾するものとします。

本サービス利用登録会員がマイネットプラス会員を退会した場合またはマイネットプラス会員資格を喪失した場合は、本サービスの利用は同時に終了するものとします。

第9条（日専連オンラインサービス会員利用規約の適用）

本特約に定めのない事項については、日専連オンラインサービス会員利用規約を適用するものとします。

第10条（免責）

WEB請求明細サービス利用者は、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「マイネットプラス」による確認ができない場合があることを予め承認するものとします。

確定通知を受信できないことにより、WEB請求サービス利用者または、第三者に対して損害が生じた場合にも、当社の故意または重過失による場合を除き当社は一切責人を負わな

いものとします。

2018年7月11日改定

本人認証サービス利用特約

第1条（定義）

- 1.「当社」とは、株式会社日専連ライフサービスのことをいいます。
- 2.本特約において「本人認証サービス」とは、以下に挙げるものをいいます。
 - ・JCBカード（以下「JCB」という）の本人認証サービス「J/Secure」
 - ・VISAカード（以下「VISA」という）の本人認証サービス「Visa Secure」
- 3.「本人認証サービス利用者」（以下「サービス利用者」という。）とは、本人認証サービスへの利用登録を完了したマイネットプラスの会員をいいます。
- 4.本人認証サービスを受け付けるに際し必要な認証手続き（以下「認証手続き」という。）とは、マイネットプラスのユーザID及びパスワード又はワンタイムパスワード（以下「本パスワード」という。）の入力をいいます。
- 5.「本人認証サービス対応加盟店」とは、サービス利用者がオンラインで商品の購入及びサービス提供の申込みを当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）にて決済する際、加盟店サイト又は同サイトから誘導されたウェブサイト上において、カードの会員番号・有効期限等の入力に加え、本パスワードの入力による認証手続きを要求する加盟店をいいます。

第2条（本人認証サービスの内容等）

- 1.本人認証サービスを利用できる会員は、第1条3項に定めた会員とします。
- 2.本人認証サービスの内容は、以下のとおりとします。
 - ①本人認証サービス対応加盟店において、カードを利用した商品購入及びサービス提供の申込みをオンラインで受け付けるに際し、当社がサービス利用者に対して認証手続きを行うサービスをいいます。
 - ②前号に付随するその他サービス

第3条（本人認証サービスの利用方法等）

- 1.サービス利用者は、加盟店サイト又は同サイトから誘導されたウェブサイトにおいて、カードを利用した商品購入及びサービス提供の申込みをオンラインで行うに際し、本人認証サービス対応加盟店サイト又は同サイトから誘導されたウェブサイトの指示に基づき、認証手続きを行わなければならないものとします。
- 2.当社は、入力されたID及びパスワードと本パスワードの一致を確認し（以下「認証確認」という。）、一致した場合は、その入力者をサービス利用者とみなします。

3. サービス利用者は、当社が前項の認証確認において認証結果を本人認証サービス対応加盟店に通知することにあらかじめ同意するものとします。
4. サービス利用者は、本人認証サービス対応加盟店でカードによる決済を行う際、当社での不正利用分析の結果、当該決済が本人によるものである確度が高いと判断した場合には、認証手続きが免除されることがあります。
5. 不正利用分析の結果、認証手続きが必要と判断した場合には、所定の画面にて本パスワードの入力が求められます。
6. 不正利用分析の結果、第三者による不正利用の可能性が高いと判断した場合には、入力した本パスワードが正しいものであっても本人認証失敗となる場合があります。

第4条（当社が収集・保有・利用する情報）

1. 当社は、第三者による不正利用防止を目的として、本人認証サービス利用時に本人認証サービス対応加盟店から受領した取引情報及びサービス利用者のインターネット利用環境に関する情報（以下「取引情報等」という。）を収集・保有・利用し、不正利用分析を行います。
2. 取引情報等には、利用日時及び加盟店に関する情報、利用金額等の他、本人認証サービス対応加盟店で入力された以下の情報が含まれます。
 - ①氏名
 - ②eメールアドレス
 - ③電話番号
 - ④請求先住所
 - ⑤商品送付先住所 等
 - ⑥サービス利用者が本人認証サービス利用時に使用するパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）
3. 本人認証サービスを利用するためには、本人認証サービス対応加盟店のプライバシーポリシー（個人情報保護方針等）を確認の上、本人認証サービスを利用するための本人認証サービス対応加盟店から当社への取引情報等の提供に同意いただく必要があります。

第5条（パスワード）

1. ワンタイムパスワードとは、当社に登録している携帯電話番号に対してSMS（ショートメッセージサービス）により通知される、一度のみ、かつ一定時間のみ利用可能なパスワードをいいます。
2. ワンタイムパスワードを利用いただくには、あらかじめ携帯電話番号を登録いただく必要があります。
3. ワンタイムパスワードを登録いただいた場合、本人認証サービスのパスワードは、ワンタイムパスワードとなります。
4. ワンタイムパスワードが未登録又は登録を解除された場合、本人認証サービスのパスワードはマイネットプラスのログインパスワードとなります。

第6条（サービス利用者の管理責任）

1. サービス利用者は、自己の本パスワードが本人認証サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. サービス利用者が前項の規定に違反し、サービス利用者本人以外の者にカードが利用された場合、それにより生ずる支払いについてはサービス利用者の責任となります。
3. サービス利用者は、本パスワードの盗用があった場合又はその恐れがある場合には、直ちに当社に連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. サービス利用者がパスワード盗用等の事実を速やかに当社へ届け出て、当社による被害状況の調査に協力することにより、サービス利用者に責任がないと認められた場合、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。
 - ① サービス利用者の家族、同居人等サービス利用者の関係者による利用である場合
 - ② サービス利用者が第三者に自己の本パスワードを使用させるなど、善良なる管理者の注意をもって自己の本パスワードを使用、管理していない場合
 - ③ 当社が郵送又はインターネットで「カードご利用代金明細書」を通知後、60日以内に、自己の本パスワードの盗用の事実が当社へ届けられなかった場合
 - ④ 購入商品等が当社に登録の住所に配送され受領されている場合、又は発信元の電話番号若しくはIPアドレスがサービス利用者及び関係者の自宅・勤務地等である場合
 - ⑤ 戦争・地震その他著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己の本パスワードの盗用である場合
 - ⑥ サービス利用者が当社被害状況の調査に協力しない場合、又は調査に協力した報告内容に虚偽がある場合
 - ⑦ サービス利用者が本特約に違反したことに起因する場合

第7条（会員規約の優先）

本人認証サービスの利用に際し、本特約に定めない事項については、日専連カード会員規約及び日専連オンラインサービスマイネットプラス会員利用規約が優先的に適用されるものとします。

2024年3月12日改定

個人情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて下記の事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項の全文は、当社ホームページ各種規約内の、該当カード会員規約よりご確認ください。

【1】 個人情報の収集、保有、利用

当社は、会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

1. 与信判断及び与信後の管理のために、以下の情報を収集、保有、利用します。
 - (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および入会後に届けた事項。
 - (2) 入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と当社の契約内容に関する事項。
 - (3) 会員のカードの利用内容、支払状況。
 - (4) 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債等、当社が収集したクレジット利用・支払履歴。
 - (5) 適法な方法にて収集した住民票など公的機関が発行する書類の記載事項。
 - (6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律。
2. 当社営業活動のために、個人情報を利用します。
 - (1) カードの機能、カードの付帯サービスの提供。
 - (2) マーケティング活動、商品開発。
 - (3) 当社の営業案内。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

【2】 個人信用情報機関の利用および登録

1. 当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
2. 契約者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録の期間
本契約に係わる申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係わる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

【当社が加盟する信用情報機関】

- (1) 株式会社 シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階

お問い合わせ先：0120-810-414（フリーダイヤル）

ホームページ：https://www.cic.co.jp

4. 当社が加盟する個人信用情報機関（㈱シー・アイ・シー）と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8215 東京都千代田区丸の内 1-3-1

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページ：https://www.zenginkyo.or.jp/

(2) 株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページ：https://www.jic.c.co.jp/

5. 上記 3. に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

株式会社 シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等。

契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。

利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

【3】個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当社および加盟個人信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。

【4】個人情報の取り扱いに関する不同意

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。なお、上記【1】2.(3)に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。

【5】会員契約が不成立の場合

当社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認しない理由のいかんを問わず、上記 1. および【2】の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

【6】お問い合わせの窓口

個人情報の開示、訂正、削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせは当社のお客様相談室にご連絡ください。

株式会社 日専連ライフサービス

登録番号 東北財務局長（2）第 00155 号

所在地 〒980-6109 仙台市青葉区中央 1-3-1 AER9F

電話 022-267-9222

キャッシングサービスにおける書面交付について

カードキャッシングを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の書面交付に代えて、一定期間における貸付及び返済その他の取引状況を記載した書面を甲所定の方法により交付します。